

多子世帯の県内大学等授業料減免制度 R6.3.8案

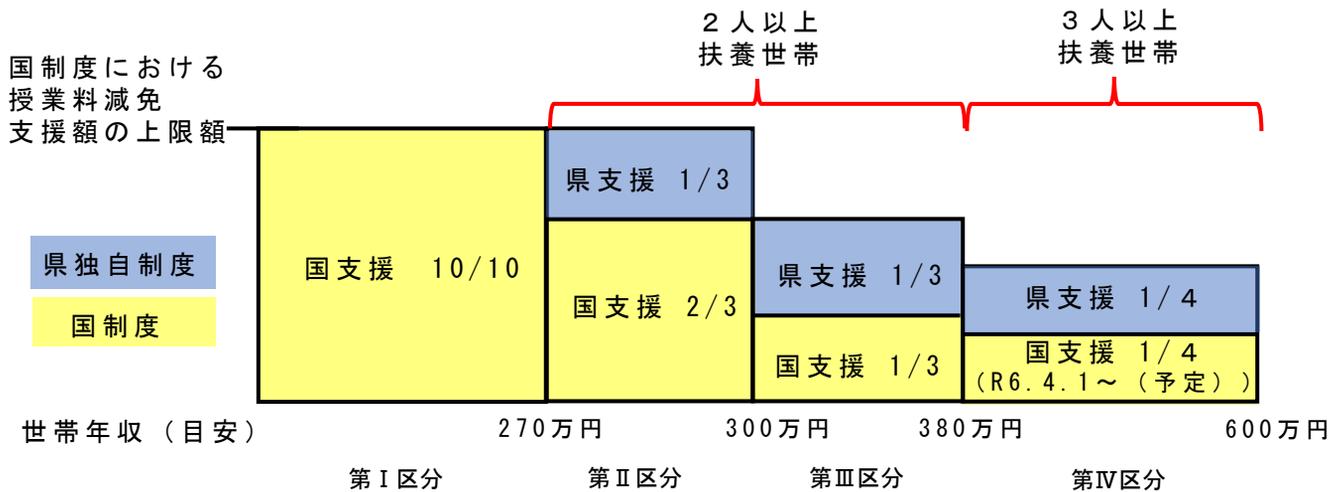
- 福井県では、高等教育機関に進学する子を持つ多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てる環境を構築するため、国の「高等教育の修学支援新制度」に県独自の上乗せ支援を行います

開始時期

令和6年4月

支援内容

国の高等教育の修学支援新制度対象者に対し、下記のとおり上乗せ支援を実施
 (各大学等の授業料が減免されます)
 (県独自の上乗せ支援制度は、授業料のみ対象となることに注意してください)



区分	目安年収 (※)	多子世帯	県独自の支援内容
第Ⅱ区分	270万円以上300万円未満	2人以上扶養	国の高等教育の修学支援新制度の授業料減免上限額の1/3
第Ⅲ区分	300万円以上380万円未満		" 1/3
第Ⅳ区分 (R6.4~)	380万円以上600万円未満	3人以上扶養	" 1/4

※ モデルケースでは、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯を想定しておりますが、家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。
 詳しくは、日本学生支援機構の進学資金シミュレーターでご確認下さい。

主な対象要件等

① 福井県内の高等教育機関（※1）の学生かつ、国の高等教育の修学支援新制度（以下国制度という）（※2）の対象（※3）となっていること

※1 大学、短大、高専（4、5年、認定専攻科）、専修学校。大学院は含まない。

※2 国制度の第Ⅱ区分～第Ⅳ区分の対象者であること。（第Ⅰ区分は非対象）

収入額・資産額、学業成績等の要件は国制度の対象の判定で確認。

※3 令和6年4月以降新たに国制度の対象になった学生に加え、すでに同制度の支援対象となっている学生も含む。

② 福井県内進学者であること

〔認定申請時〕

・下記の①または②の条件を満たす者であること。（大学2年生以上の新規認定申請も判定基準期間は同じ期間）

① 入学日が属する年度の前年度の4月1日以前から入学日までの期間

（以下「基準期間」という）に、引き続き福井県内に住所を有する者

② 基準期間において引き続き福井県内に1親等の親族が住所を有する者

・住所については住民票にて確認します。

入学日が属する年度の前年度の4月1日以前から入学日までの期間

	4/1	高校3年生										4/1	【入学年度】大学1年生									
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
		福井県内在住											入学									
														申請								

③ 多子世帯であること

「扶養する子ども」については 国制度の考え方と同様です。

・生計維持者の扶養する子ども（※4）の数が下記をみたすこと

〔 第Ⅱ区分、第Ⅲ区分： 2人以上、第Ⅳ区分： 3人以上 〕

※4 「子ども」とは、生計維持者の地方税法上の扶養親族（※5）から、

「いずれかの生計維持者の尊属である者」「扶養する生計維持者の年長者」を除いた者をいう。

※5 国制度の選考に使用する年度の地方税情報における扶養親族

例えば、令和6年4月に申請する場合、選考に使用するのは令和5年度の地方税情報になり、令和4年12月31日時点の情報となる。

申請手続き等

・支援を受けるためには、所属している大学等へ申請を行い、対象要件を満たしていることの確認が必要になります。

・具体的な申請手続き等は、令和6年4月以降、各大学等からの案内に従ってください。

その他

・制度の詳細は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/daishi/daigakujugyouryoumusyou.html>



【問合せ先】（平日 9:00～17:00）

○ 大学、短大、高専（4、5年、認定専攻科）

福井県総務部大学私学課 高等教育G（直通：0776-20-0245）

○ 専修学校

福井県総務部大学私学課 私立学校G（直通：0776-20-0248）